

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月29日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月15日 午前 9時00分から 令和 7年10月22日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月28日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月12日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年10月29日 午前10時00分から 令和 7年10月31日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	17,810,000 14,248,000	一括	3,562,000	104,433	23,511
1	2,740,000				
2	10,000				
3	15,060,000				
				</	



物 件 目 録

1 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番3
地 目 宅地
地 積 120.05平方メートル

所有者 A

2 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番10
地 目 雑種地
地 積 3.01平方メートル

共有者 A 持分8分の1

3 所 在 町田市小山町字十二号1759番地3
家屋 番号 1759番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 48.00平方メートル
2階 47.17平方メートル

所有者 A

物 件 明 細 書

令和 7年 8月28日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 蘆 澤 里英子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

ゴミ置場として使用されている。

【物件番号3】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

1 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番3
地 目 宅地
地 積 120.05平方メートル

所有者 A

2 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番10
地 目 雑種地
地 積 3.01平方メートル

共有者 A 持分8分の1

3 所 在 町田市小山町字十二号1759番地3
家屋 番号 1759番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 48.00平方メートル
2階 47.17平方メートル

所有者 A

令和 7年(ケ)第 120号
令和 7年 6月27日受理
令和 7年 8月5日提出
(評価人：山崎俊治)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 久保 完 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番3
地 目 宅地
地 積 120.05平方メートル

所有者 A

2 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番10
地 目 雑種地
地 積 3.01平方メートル

共有者 A 持分8分の1

3 所 在 町田市小山町字十二号1759番地3
家屋 番号 1759番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 48.00平方メートル
2階 47.17平方メートル

所有者 A

(土地・建物用)

（土地 建物用）

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		東京都町田市小山町1759番地3 (住居表示未実施)	
土地		物件 1, 2	
現況地目	■宅地（物件 1） □公衆用道路（物件 ） ■雑種地（物件 2）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ ☐ 地積測量図のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地（物件1）上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	物件2は共用のゴミ置き場として使用されている		
建物		物件 3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（☐主たる建物 ☐附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		

物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲	■全部 ☐		
占有者	☐ 債務者 ■B		
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐		
■関係人(☐ (占有者) ■B (本建物所有者の妻) の陳述 / ☐ 提示文書 () の要旨			
占有権原	☐ 賃借権 ■使用借権 ☐		
占有開始時期	令和 5 年 7 月 日頃		
最初の契約日	令和 5 年 7 月 日頃		
契約等期間	令和 5 年 7 月 日頃から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし		
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
契約等貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()		
当事者借主	■占有者 ☐ その他の者 ()		
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)		
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐		
その他			
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		
Bと建物所有者とは夫婦の間柄にあることから、黙示の使用借権が成立しているものと思料する			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (建物所有者の妻)	(占有関係) 1 所有者である夫は2023年7月に本建物から退去しています。現在、本建物には私と子供2人の計3人で居住しています。夫からは本建物を無償で使用して良いとされています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 関係人の陳述及び本建物の状況から、占有関係については2枚目記載のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 7月15日 (火) 13:30-13:35	東京法務局府中支局	全部事項証明書等申請
7年 7月16日 (水) 12:00-12:10	物件所在地	物件確認・占有調査・外観写真撮影
7年 7月23日 (水) 14:00-14:20	物件所在地	占有立入調査・写真撮影・図面作成 建物所有者の妻から面談聴取・評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

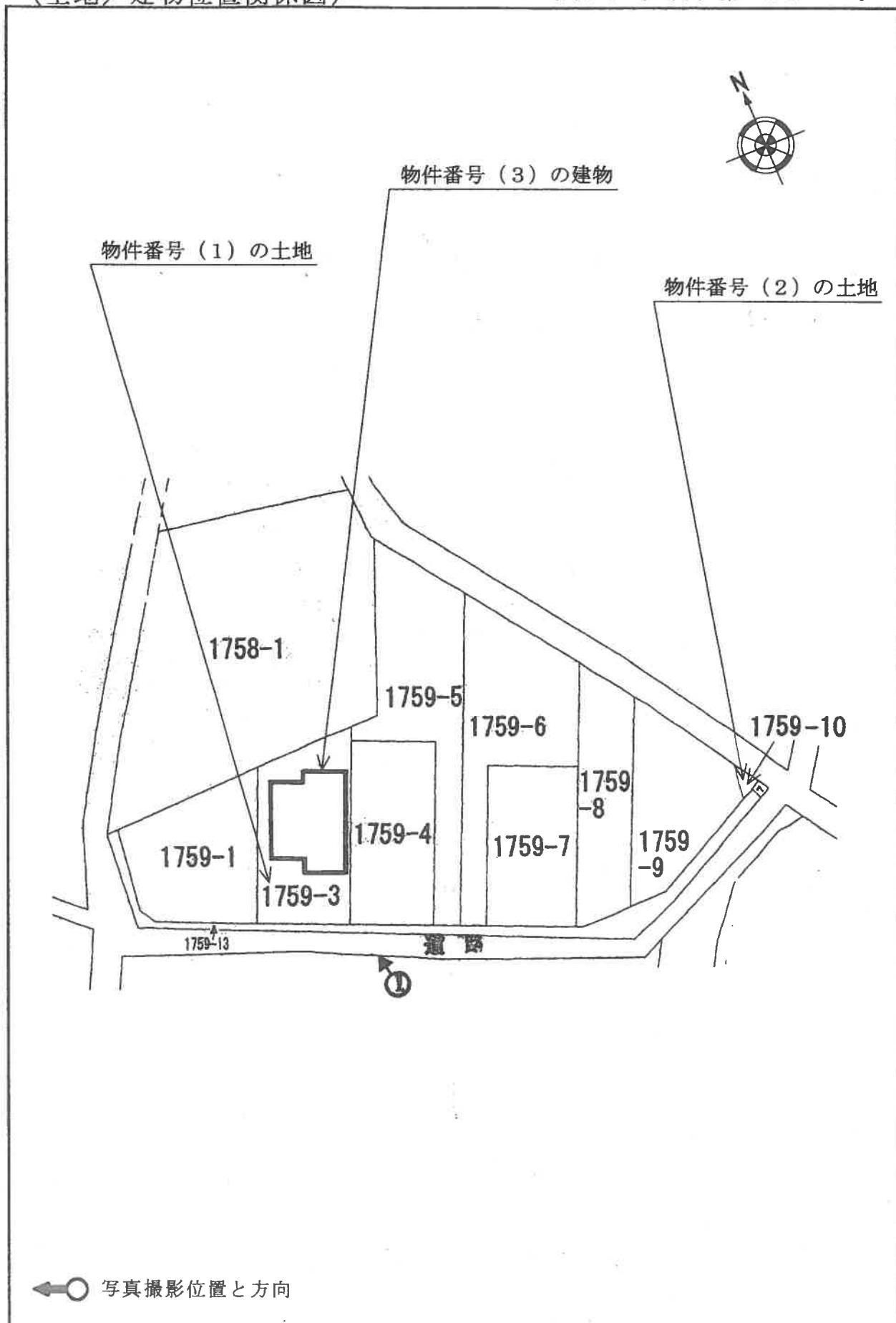
■ 令和 7年 7月23日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

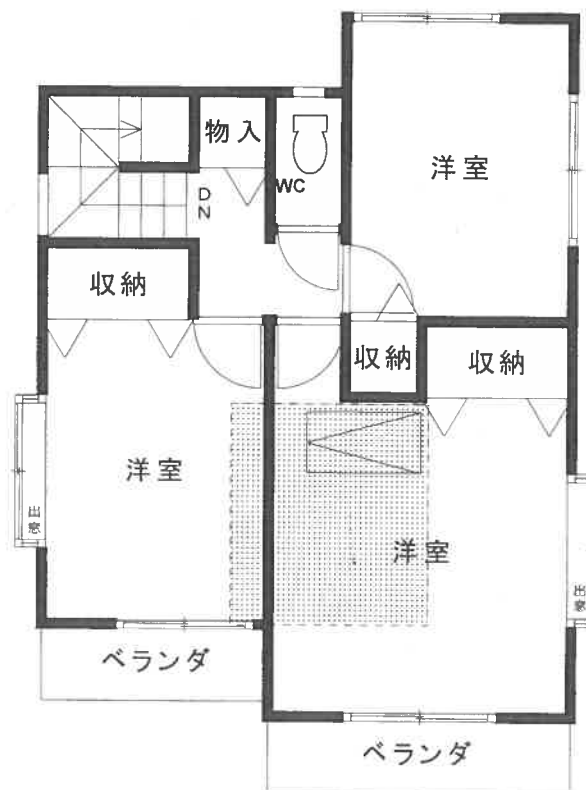
(写真3枚添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり





1F



2F

←○写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 7 年 (ケ) 第 1 2 0 号
令和 7 年 7 月 2 3 日 現 地 調 査
令和 7 年 8 月 2 5 日 評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御 中

評 価 書

評 価 人 山 崎 俊 治

第1 評価額

一 括 価 格	
金 17,810,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,740,000 円
物件2（土地）	金 10,000 円
物件3（建物）	金 15,060,000 円

- 1 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 物件2の土地価格は、持分の価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
3	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

1 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番3
地 目 宅地
地 積 120.05平方メートル

所有者 A

2 所 在 町田市小山町字十二号
地 番 1759番10
地 目 雑種地
地 積 3.01平方メートル

共有者 A 持分8分の1

3 所 在 町田市小山町字十二号1759番地3
家屋 番号 1759番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 48.00平方メートル
2階 47.17平方メートル

所有者 A

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）

位 置 ・ 交 通	京王相模原線「多摩境」駅の南東方道路距離約2kmに位置する。バス便については、JR横浜線「橋本」駅及び「町田」駅方面行きの最寄バス停から徒歩約5分に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	近隣は、町田市の北西部、南多摩尾根幹線道路の東方、町田街道の北方に位置する住宅地域である。南西向き傾斜の丘陵地において戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域が形成されているが、見通しの悪い狭隘道路が多く、街路条件の劣る住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般的 な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% なし 第1種高度地区 高さの最高限度:10m 日影規制(一) 敷地面積の最低限度:120㎡ 宅地造成等工事規制区域 町田市景観計画(景観形成ゾーン「丘陵地ゾーン」)
画 地 の 状 況	物件1土地(宅地)	
	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	120.05㎡ 略台形 間口約8m、奥行約12～17m 宅盤面はほぼ平坦であるが、南西側市道及び北側隣地より約1m高い。 法務局備付の地積測量図(平成27年4月作成)が存する。
	物件2土地(雑種地)	
	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	3.01㎡ 三角形 南東側接道距離約2.5m、北東側接道距離約2.5m ほぼ平坦 法務局備付の地積測量図(平成27年4月作成)が存する。

接面道路の状況等	① 物件1土地の南西側が現況幅員約3～4mの舗装市道(建築基準法第42条2項に該当)と略等高に接面するが、宅盤面は市道より約1m高い。なお、物件1土地側は既にセットバック済みである。 ② 物件2土地の南東側で現況幅員約4.5mの舗装市道(建築基準法第42条2項に該当)に、北東側で幅員約3mの舗装道路(建築基準法上の道路に該当しない)に、それぞれ概ね等高に接面する。なお、南東側市道については、物件2土地側は既にセットバック済みで、北東側道路については市道認定がなされていない。	
土地の利用状況等	① 物件1土地は、物件3建物の敷地として利用されている。 (建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」参照) ② 物件2土地は、ごみ置き場(資源ごみの集積所)として利用されている。	
供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道	有り
	都市ガス	無し(プロパンガスを使用)
	下水道	有り
土地の履歴等	本件建物の敷地として利用される以前の地歴について、過去の住宅地図(昭和51年版、昭和55年版、昭和62年版、平成20年版)で調査したところ、未利用地であったことが確認された。	
特記事項	① 町田市教育委員会生涯学習総務課で調査したところ、本件土地が周知の埋蔵文化財包蔵地(No. 64遺跡)に該当している可能性があるとのことであり、留意が必要である。詳細は町田市教育委員会生涯学習総務課への確認を要する。 ② 物件2土地の南東側約10mの距離に墓地が存する。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成28年4月9日新築 約9年 約16年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 かわらぶき 吹付仕上げ等 クロス貼等 クロス貼等 フローリング、畳等 水廻り(台所、洗面室、浴室、トイレ)等 南西側にベランダあり。2階に建物価格には含まれるが、階及び床面積には算入されない小屋裏収納が存する。
現 況 床 面 積	1階： 48.00 m ² 2階： 47.17 m ² 延 95.17 m ²	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅(4LDK) 1階： LDK、和室、洗面室、浴室、トイレ等 2階： 洋室3、トイレ等
品 等	中 位	
保守管理の状況	普 通 ◇ 建物占有者によると特に不具合等はないとのことであった。	
建物の利用状況等	現況調査報告書のとおりである。 ◇ 占有減価の要因はない。	
特 記 事 項	① 検査済証の交付記録(平成28年4月18日)がある。 ② 1階和室の入り口ドアに凹みが、2階北東側洋室の入り口ドアに傷がそれぞれ認められた他、1階リビングの壁に設置されているテレビドアホンが外れて傾いていた。この他は特に経年以上の目立った汚れ、劣化、損傷等は認められなかった。 ③ 室内で犬が1匹飼われている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1及び2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡) ウ	建 付 減 価 エ	持 分 割 合 オ	建付地価格等 (円) カ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ				
1	94,000	× 1.01	× 120.05	× 1.00		= 11,400,000
2	94,000	× 0.03	× 3.01		× 1/8	= 10,000

※総額(円)の端数処理については、1万円未満四捨五入を原則とするが、総額が1万円未満の場合は1万円に切り上げとする(以下同じ)。

※物件2土地は建物の敷地ではないので、上記の建付地価格を土地価格と読み換える。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【地価公示地 町田－12】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 98,600\text{円/㎡} & \times & \frac{103}{100} & \times & \frac{100}{101} & \times & \frac{100}{107} & = & 94,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(北東)を考慮。

地 域 格 差：地価公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

〔物件1土地〕・方位(南西)----- + 4 %
・形状----- - 3 %

$$\text{相乗積} : 1.04 \times 0.97 = 1.01 \quad (\text{小数第3位を四捨五入})$$

〔物件2土地〕ごみ置き場として利用されていることを考慮し、価値率を3%と判定。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物との適応状態を考慮して、必要なしと判断した。

オ 持 分 割 合：登記割合による。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、さらに小屋裏収納が存することを考慮し、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、次のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ＝ア×イ×ウ
3	190,000	× 95.17	× 0.60	= 10,850,000

ア 再 調 達 原 価 ： 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 ： 登記数量による。

ウ 現 価 率 ： 対象建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数と一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の状態、間取り等の汎用性の程度、中古物件による市場性、観察不能部分の不測の減価等を総合的に勘案して査定した。

残価率	5%
経過年数	約9年
経済的残存耐用年数	約16年
観察減価率	10%

$$\begin{array}{l} \text{(残価率)} \qquad \qquad \qquad \text{(耐用年数に基づく方法)} \quad \text{(観察減価)} \\ \text{現価率： } 0.05 + (1-0.05) \times \frac{\text{約16年}}{(\text{約9年} + \text{約16年})} \times (1-0.10) = 0.60 \\ \text{(小数第3位を四捨五入)} \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ=ア×イ
1	11,400,000	× 0.70	法定地上権	= 7,980,000

ア 建付地価格：前記1 ① カ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) カ= (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	11,400,000	－ 7,980,000		× 1.0	× 0.8	= 2,740,000
2	10,000			× 1.0	× 0.8	= 10,000
3	10,850,000	＋ 7,980,000	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 15,060,000
一括価格(合計)						17,810,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：上記2 ① ウ

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：『第2 評価の条件』欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

第6 参考価格資料

【 指標とした公示価格等 】

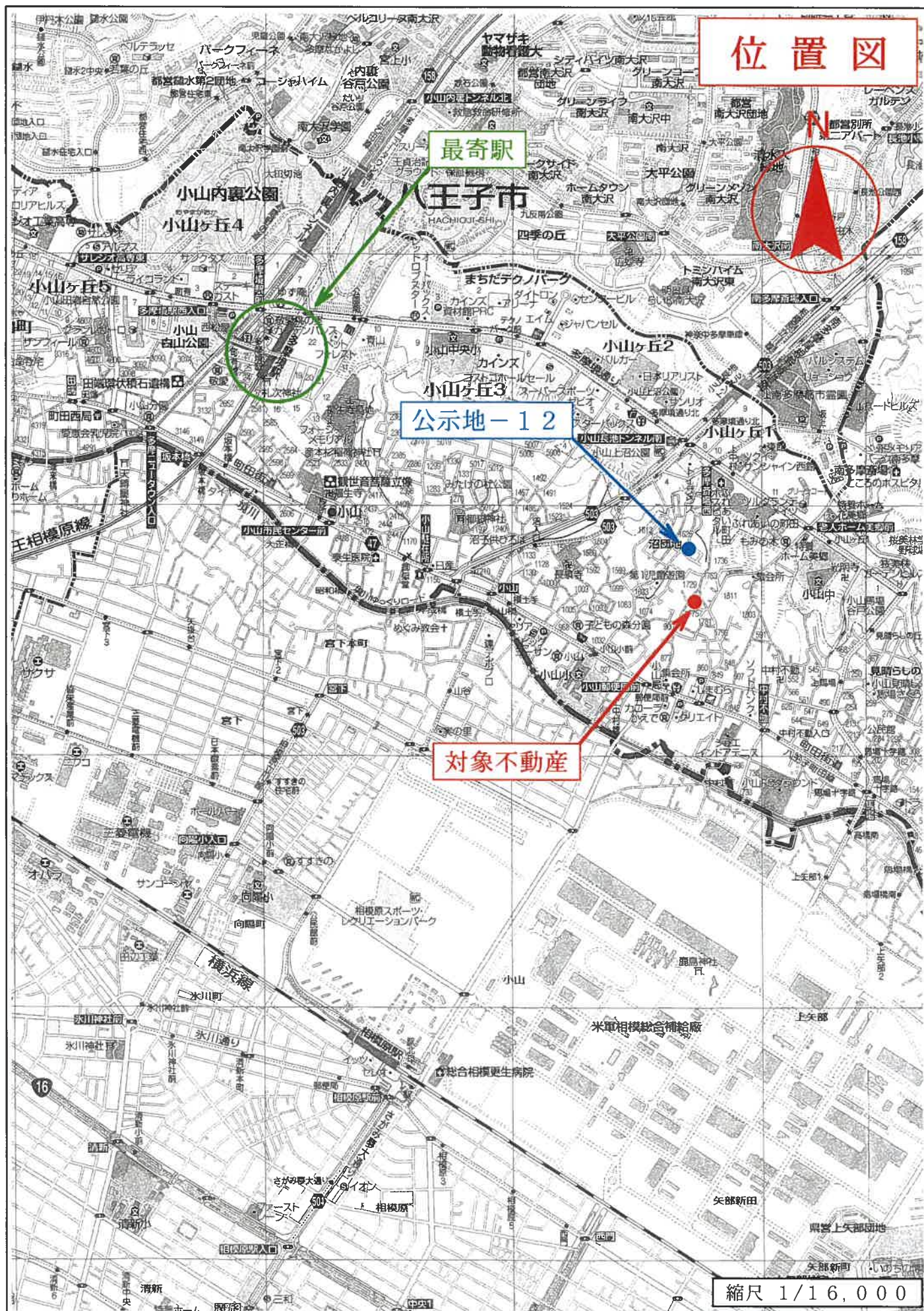
地価公示地「町田－１２」

価 格 時 点	令和7年1月1日
所 在 及 び 地 番	町田市小山町字十二号1659番2
1㎡当たりの価格	98,600円/㎡
地 積	150㎡
前 面 道 路 の 状 況	北東6m市道
供 給 処 理 施 設 の 状 況	水道、ガス、下水
交通施設との接近状況	「多摩境」駅 1.9km
法 令 上 の 制 限	1低専(40,80)
周辺の土地の利用状況	一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

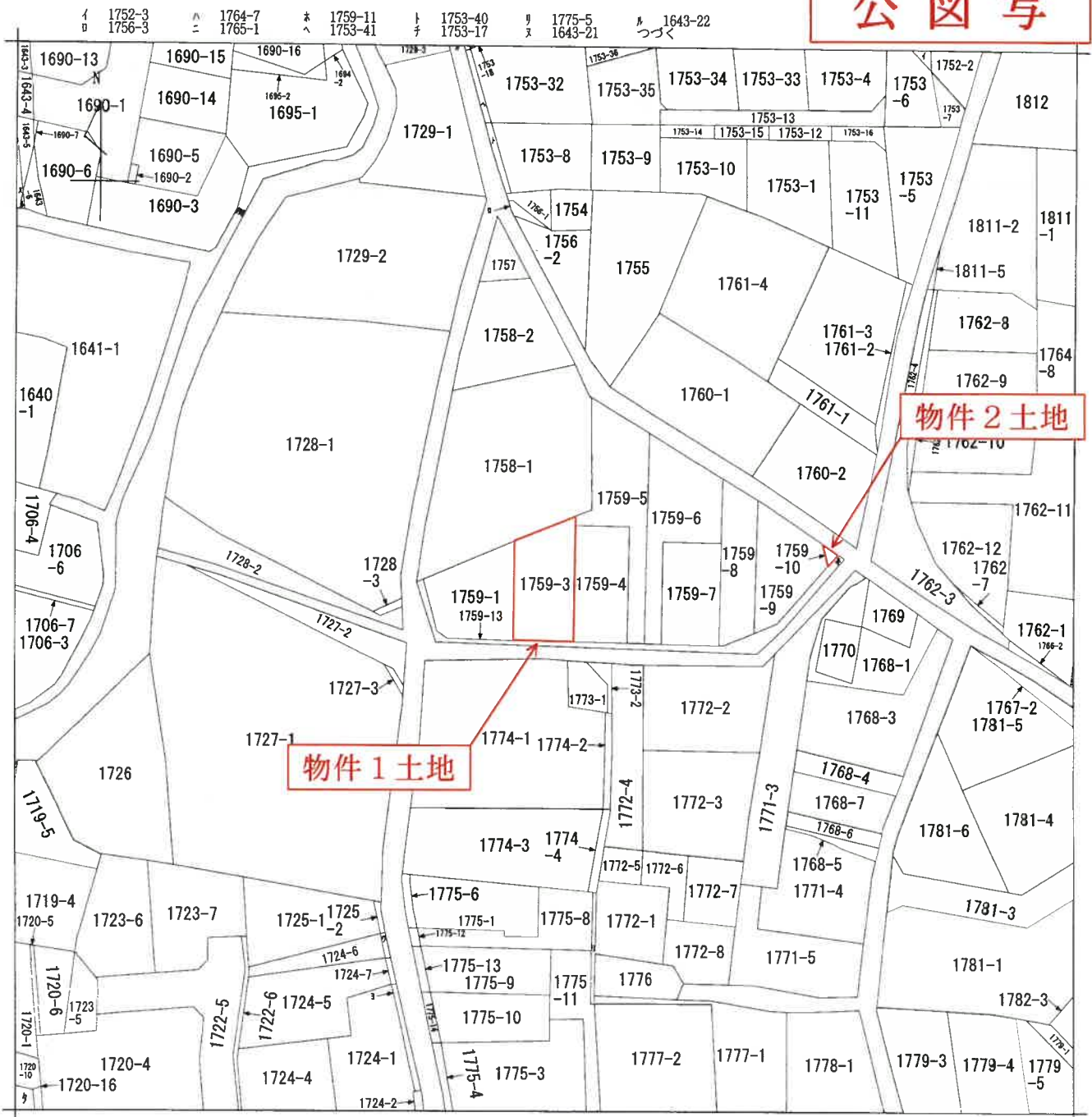
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上



公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
小山町

請求部	所在	町田市小山町字十二号			地番	1759番3		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局町田出張所管轄)

※赤字・赤枠等は評価人が記載(以下同様)

令和7年7月1日

東京法務局八王子支局

請求番号: 9-1

登記官

(1/2)

ヲ 1719-3
ヲ 1724-8
カ 道
ヨ 1724-3
タ 1720-3

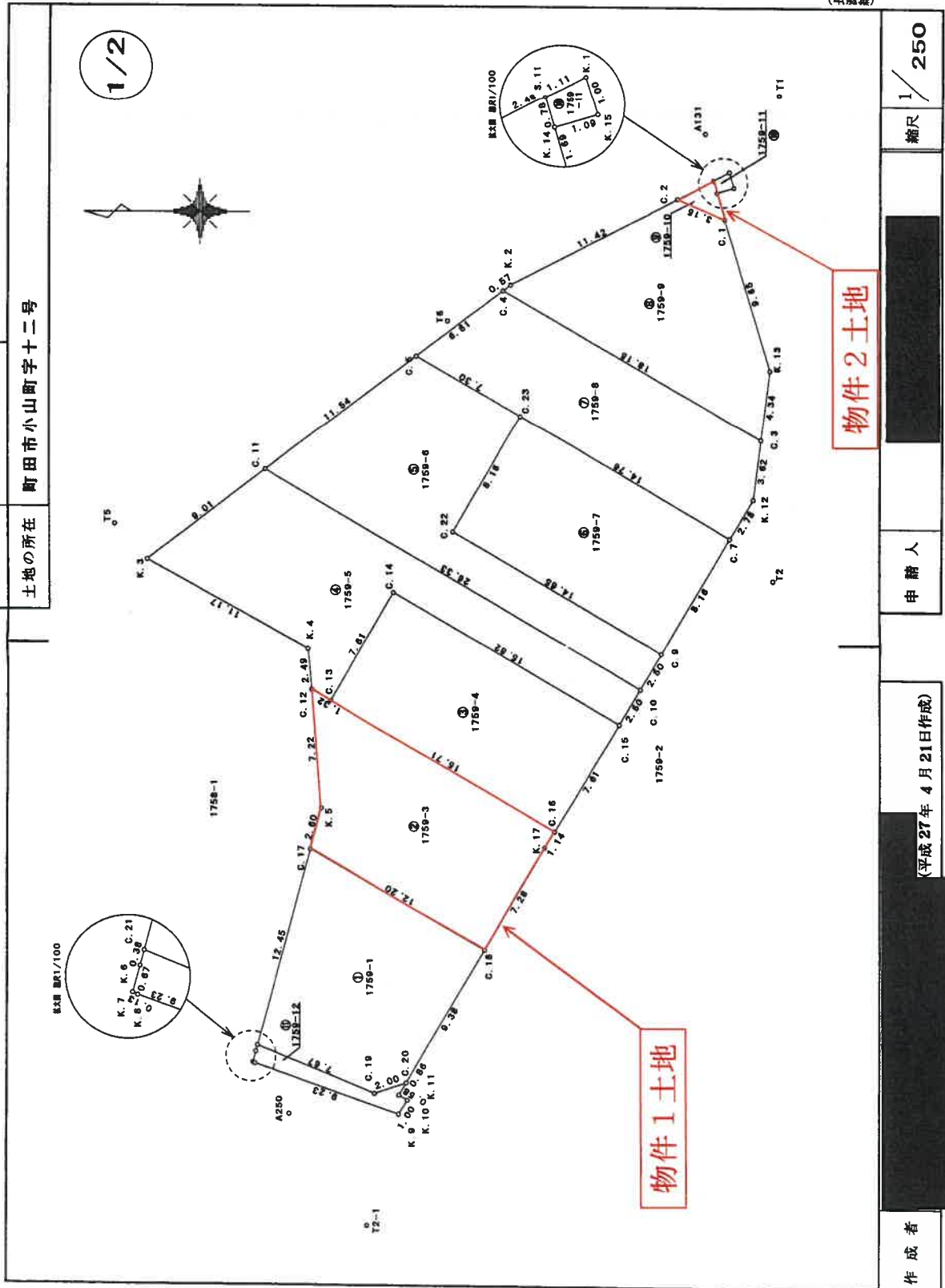
地積測量図写

地 積 測 量 図

地 番 1759-1, 1759-3
ないし 1759-12

土地の所在 町田市小山町字十二号

1/2



縮尺 1/250

申請人

(平成27年4月21日作成)

作成者

登記年月日：平成27年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局町田出張所書機)

令和7年7月1日 東京法務局八王子支局

登記官

(1/2)

請求番号：9-2

A3をA4に縮小

登記年月日：平成27年4月27日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(東京法務局町田出張所管轄)
令和7年7月1日 東京法務局八王子支局

登記官

請求番号：9-2

地積測量図

1759-1,1759-3
ないし1759-12

土地の所在 町田市小山町字十二号

地積測量図

地積	1759-1	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.17	-44876.448	-40815.239
0.21	-44876.448	-40827.270
0.19	-44882.242	-40930.145
0.20	-44884.243	-40928.369
0.18	-44886.890	-40921.400
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-3	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.12	-44876.448	-40806.820
0.13	-44876.448	-40812.726
0.17	-44876.448	-40815.239
0.18	-44882.242	-40930.145
0.19	-44884.243	-40928.369
0.20	-44886.890	-40921.400
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-4	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.13	-44876.448	-40806.820
0.18	-44882.242	-40930.145
0.19	-44884.243	-40928.369
0.20	-44886.890	-40921.400
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-5	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.11	-44876.448	-40806.820
0.12	-44876.448	-40812.726
0.17	-44876.448	-40815.239
0.18	-44882.242	-40930.145
0.19	-44884.243	-40928.369
0.20	-44886.890	-40921.400
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-6	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.11	-44876.448	-40806.820
0.12	-44876.448	-40812.726
0.17	-44876.448	-40815.239
0.18	-44882.242	-40930.145
0.19	-44884.243	-40928.369
0.20	-44886.890	-40921.400
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-7	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.23	-44884.243	-40885.894
0.22	-44886.890	-40878.576
0.19	-44882.242	-40930.145
0.20	-44884.243	-40928.369
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-8	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.4	-44884.243	-40885.894
0.5	-44886.890	-40878.576
0.23	-44884.243	-40885.894
0.22	-44886.890	-40878.576
0.19	-44882.242	-40930.145
0.20	-44884.243	-40928.369
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-9	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.2	-44884.243	-40885.894
0.3	-44886.890	-40878.576
0.4	-44884.243	-40885.894
0.5	-44886.890	-40878.576
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-10	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.11	-44876.448	-40806.820
0.12	-44876.448	-40812.726
0.17	-44876.448	-40815.239
0.18	-44882.242	-40930.145
0.19	-44884.243	-40928.369
0.20	-44886.890	-40921.400
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-11	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.11	-44876.448	-40806.820
0.12	-44876.448	-40812.726
0.17	-44876.448	-40815.239
0.18	-44882.242	-40930.145
0.19	-44884.243	-40928.369
0.20	-44886.890	-40921.400
計	240.06962	120.06962
計	120.06962	120.06962
計	36.31	36.31

地積	1759-12	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.21	-44876.448	-40827.270
0.6	-44876.448	-40827.270
0.7	-44876.448	-40827.270
0.8	-44876.448	-40827.270
0.9	-44876.448	-40827.270
0.10	-44876.448	-40827.270
0.11	-44876.448	-40827.270
0.12	-44876.448	-40827.270
0.13	-44876.448	-40827.270
0.14	-44876.448	-40827.270
0.15	-44876.448	-40827.270
0.16	-44876.448	-40827.270
0.17	-44876.448	-40827.270
0.18	-44876.448	-40827.270
0.19	-44876.448	-40827.270
0.20	-44876.448	-40827.270
計	18.364971	9.1824855
計	9.1824855	9.1824855
計	2.77	2.77

地積	1759-13	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
地積	X _n	Y _n
0.1	-44876.448	-40827.270
0.2	-44876.448	-40827.270
0.3	-44876.448	-40827.270
0.4	-44876.448	-40827.270
0.5	-44876.448	-40827.270
0.6	-44876.448	-40827.270
0.7	-44876.448	-40827.270
0.8	-44876.448	-40827.270
0.9	-44876.448	-40827.270
0.10	-44876.448	-40827.270
0.11	-44876.448	-40827.270
0.12	-44876.448	-40827.270
0.13	-44876.448	-40827.270
0.14	-44876.448	-40827.270
0.15	-44876.448	-40827.270
0.16	-44876.448	-40827.270
0.17	-44876.448	-40827.270
0.18	-44876.448	-40827.270
0.19	-44876.448	-40827.270
0.20	-44876.448	-40827.270
0.21	-44876.448	-40827.270
0.22	-44876.448	-40827.270
0.23	-44876.448	-40827.270
0.24	-44876.448	-40827.270
0.25	-44876.448	-40827.270
0.26	-44876.448	-40827.270
0.27	-44876.448	-40827.270
0.28	-44876.448	-40827.270
0.29	-44876.448	-40827.270
0.30	-44876.448	-40827.270
0.31	-44876.448	-40827.270
0.32	-44876.448	-40827.270
0.33	-44876.448	-40827.270
0.34	-44876.448	-40827.270
0.35	-44876.448	-40827.270
0.36	-44876.448	-40827.270
0.37	-44876.448	-40827.270
0.38	-44876.448	-40827.270
0.39	-44876.448	-40827.270
0.40	-44876.448	-40827.270
0.41	-44876.448	-40827.270
0.42	-44876.448	-40827.270
0.43	-44876.448	-40827.270
0.44	-44876.448	-40827.270
0.45	-44876.448	-40827.270
0.46	-44876.448	-40827.270
0.47	-44876.448	-40827.270
0.48	-44876.448	-40827.270
0.49	-44876.448	-40827.270
0.50	-44876.448	-40827.270
0.51	-44876.448	-40827.270
0.52	-44876.448	-40827.270
0.53	-44876.448	-40827.270
0.54	-44876.448	-40827.270
0.55	-44876.448	-40827.270
0.56	-44876.448	-40827.270
0.57	-44876.448	-40827.270
0.58	-44876.448	-40827.270
0.59	-44876.448	-40827.270
0.60	-44876.448	-40827.270
0.61	-44876.448	-40827.270
0.62	-44876.448	-40827.270
0.63	-44876.448	-40827.270
0.64	-44876.448	-40827.270
0.65	-44876.448	-40827.270
0.66	-44876.448	-40827.270
0.67	-44876.448	-40827.270
0.68	-44876.448	-40827.270
0.69	-44876.448	-40827.270
0.70	-44876.448	-40827.270
0.71	-44876.448	-40827.270
0.72	-44876.448	-40827.270
0.73	-44876.448	-40827.270
0.74	-44876.448	-40827.270
0.75	-44876.448	-40827.270
0.76	-44876.448	-40827.270
0.77	-44876.448	-40827.270
0.78	-44876.448	-40827.270
0.79	-44876.448	-40827.270
0.80	-44876.448	-40827.270
0.81	-44876.448	-40827.270
0.82	-44876.448	-40827.270
0.83	-44876.448	-40827.270
0.84	-44876.448	-40827.270
0.85	-44876.448	-40827.270
0.86	-44876.448	-40827.270
0.87	-44876.448	-40827.270
0.88	-44876.448	-40827.270
0.89	-44876.448	-40827.270
0.90	-44876.448	-40827.270
0.91	-44876.448	-40827.270
0.92	-44876.448	-40827.270
0.93	-44876.448	-40827.270
0.94	-44876.448	-40827.270
0.95	-44876.448	-40827.270
0.96	-44876.448	-40827.270
0.97	-44876.448	-40827.270
0.98	-44876.448	-40827.270
0.99	-44876.448	-40827.270
1.00	-44876.448	-40827.270
計	18.364971	9.1824855
計	9.1824855	9.1824855
計	2.77	2.77

測量年月日 平成27年 4月16日
測量所 任意測量

作成者 申請人 縮尺 1/

A3をA4に縮小

建物図面・各階平面図写

登記年月日：平成28年4月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局町田出張所管轄)
令和7年7月1日 東京法務局八王子支局

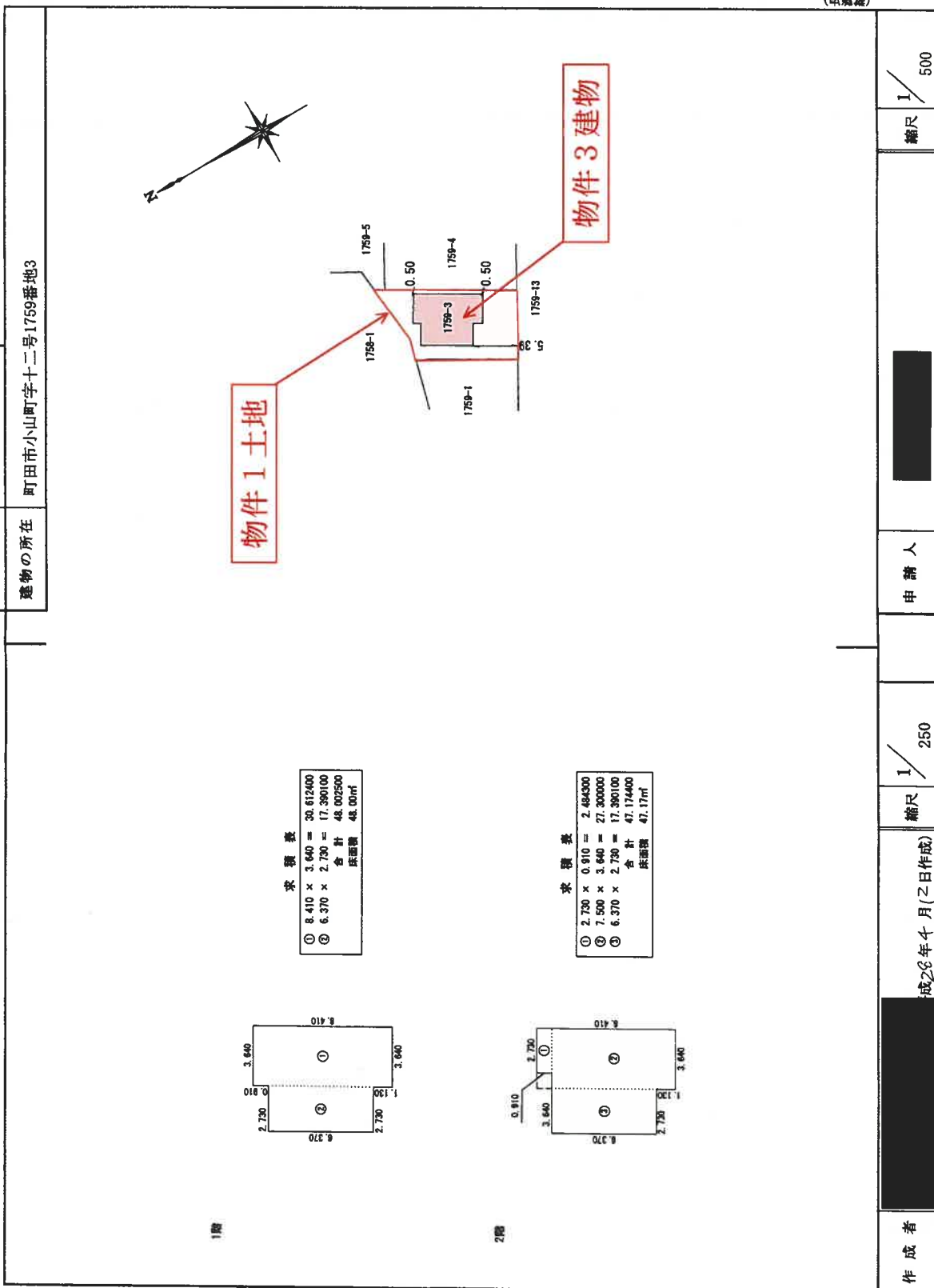
登記官

請求番号：9-3

建物図面

家屋番号	1759番3
建物の所在	町田市小山町字十二号1759番地3

各階平面図



A3をA4に縮小